

学校における働き方改革に関する取組の徹底について (平成31年3月18日付 各都道府県知事・教育委員会教育長等宛 事務次官通知)【概要】

- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31年1月25日中央教育審議会)を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行えるようにするため、各教育委員会及び各学校がそれぞれの権限と責任において取り組むことが重要と考えられる方策を整理し、各教育委員会に対して必要な取組の徹底を呼びかけるもの。
- 同時に、各地方公共団体の長に対して、教育委員会への積極的な支援を依頼。
※私立学校及び国立大学附属学校にも別途周知

1. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

(1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間の上限に関するガイドラインに係る取組

- 労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会の責務である教職員の勤務時間管理の徹底
- ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握・集計するシステムの構築
- 文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた取組の推進

等

(2) 適正な勤務時間の設定

- 児童生徒等の登下校時刻や部活動等について、教職員の勤務時間を考慮した時間の設定・周知
- 早朝や夜間等に勤務せざるを得ない場合における勤務時間の割り振り等適正な措置の徹底
- 教職員が確実に休日を確保するため、週休日の振替期間の延長や学校閉庁日の設定等の工夫の実施
- 緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備

等

(3) 労働安全衛生管理の徹底

- 労働安全衛生法に義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備の徹底
- 全ての学校におけるストレスチェックの適切な実施（文部科学省としても実施状況の調査・公表を予定）
※「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)を踏まえた学校における一層の労働安全衛生管理の充実等について(通知)」(平成31年3月29日)についても参照

等

(4) 研修・人事評価等を活用した教職員の意識改革及び学校評価等

- 管理職の登用の際のマネジメント能力の適正な評価
- 管理職のマネジメント向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のための研修の充実
- 管理職以外の教職員も含め、働き方改革の観点も踏まえた人事評価の実施
- 学校評価や教育委員会の自己点検・評価の活用

等

2. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

(1) 基本的な考え方

- 教育委員会は、域内の学校における働き方改革に係る方針・計画等を示し、自ら学校現場に課している業務負担を見直すこと。また、地域社会と学校の連携の起点・つなぎ役として前面に立ち、所管の学校において何を重視し、どのように時間配分を行うかについて地域社会に理解されるような取組を積極的に行うこと。
- 学校運営協議会等の場において保護者や地域住民等の理解・協力を得られるよう議論を深め、適切な役割分担を進めること。また、文部科学省の支援も活用しつつ、地方公共団体や教育委員会が、学校以外で業務を担う受け皿の整備を進めること。

(2) 業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策

- 業務改善方針・計画等の策定及び業務削減目標の設定やフォローアップを通じたPDCAサイクルの構築
- 学校や地域で発生した業務の仕分けを実施し、他の主体への対応の要請、教師以外の担い手の確保、業務のスクラップ・アンド・ビルトにより負担を軽減。文部科学省からのメッセージを活用しつつ、必要性の低い業務を思い切って廃止。
- これまで学校・教師が担ってきた14の業務の在り方に関する考え方(※下表)に基づく、役割分担・適正化のために必要な取組の実施

(例)

▶ 調査・統計等への回答等

調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査、複数調査の一元化、首長部局や民間団体等が実施する調査について学校負担を軽減する周知方法等の要請・精選 等

▶ 部活動

採用や人事配置等において部活動指導力は付随的位置づけであることの留意、学校に設置する部活動の数の適正化、複数学校による合同部活動や地域クラブ等との連携の推進、将来的に部活動を学校単位から地域単位の取組にすることの検討 等

▶ 給食時の対応

学級担任と栄養教諭の連携、複数学年の一斉給食等の工夫、アレルギー対応の事故防止を最優先とした複雑でない対応 等

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等) ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

- 「チームとしての学校」として、事務職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育を支援する専門スタッフ、部活動支援員、スクール・サポート・スタッフ等の外部人材の参画・確保や研修等の実施
- 児童生徒等の命と安全を守るため、法的整理を踏まえた役割分担・連携、トラブル発生時の教育委員会の積極的な学校支援、スクールロイヤー等の配置等、児童生徒等を取り巻く問題についての支援体制の構築
- 福祉部局・警察等関係機関との連携・協力体制の構築
- 文部科学省の組織再編を参考に、教育委員会において、教職員の業務量を一元的に俯瞰・調整する体制の構築
- ICTやOA機器の積極的な導入・更新を通じた業務効率化や、教師の研修の整理・精選 等

(3) 業務の役割分担・適正化のために各学校が取り組むべき方策

- 学校の重点目標や経営方針の明確化、教職員間で削減する業務を洗い出す機会の設定
- 校長による、一部の教職員への業務の偏りを防ぐ校内の分担の見直しや、校長自らの権限と責任による、学校の伝統として続いているが必ずしも適切と言えない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務(夏休み期間の高温時のプール指導、早朝等所定の勤務時間外に行う練習の指導、行事の過剰な準備等)の大胆な削減
- 文部科学省からのメッセージを活用した保護者や地域住民等との情報共有

等

(4) 学校が作成する計画等の見直し

- 個別の指導計画・教育支援計画等について、複数の教師が協力して作成し共有化するなどの取組の推進
- 計画等の統合・整理・合理化、新たな課題に対する既存の各種計画の見直しの範囲での対応

等

(5) 教師の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施

- 標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合における指導体制の整備状況を踏まえた精査

等

3. 学校の組織運営体制の在り方

(1) 服務監督権者である教育委員会から所管の学校に対する取組の促進及び支援

- 校内の委員会等の合同設置や構成員の統一などを通じた業務効率化、校務分掌の包括的・系統的なグループ分け
- 業務の偏りの平準化のため、状況に応じた校務分掌の在り方の適時柔軟な見直し
- 主幹教諭等のミドルリーダーの活躍促進。単なる持ち回りでなく、校長が適材適所で主任を命じることの徹底。
- 管理職等の声掛けや、教材の共有等による若手教師の支援
- 事務職員の専門性を生かせるよう、事務職員の校務運営への参画の一層の拡大

等

(2) 各教育委員会における取組の推進

- 時間を軸にした総合的な学校組織マネジメントの確立に向けた、管理職に求められる能力の明確化、育成及び的確な評価
- 指導主事等による働き方改革の観点からのアドバイスの実施
- 庶務事務システムの導入や共同学校事務室の設置・活用などを通じた事務職員の質の向上や学校事務の適正化と効率的な処理、事務機能の強化
- 学校が多様な主体との連携や人材の確保を行うに当たり、学校の求めに応じて人材を配置するための人材バンクの整備

等

4. 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

- 各教育委員会において、学校における働き方改革の方針を策定し、定期的に教育委員会会議や総合教育会議で議論することによる首長や他の行政部局との共通理解の促進、各学校の取組の進展状況を踏まえた必要な施策の推進

3